

デジタル印刷機購入事業に係る入札説明書

波佐見町

入札説明書

波佐見町

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 名称

デジタル印刷機購入事業

(2) 設置期限

令和4年7月29日限り

(3) 仕様

別紙仕様書のとおり

(4) 納品場所

波佐見町役場

(5) 入札及び開札の日時及び場所

(日時) 令和4年6月17日(金) 午前9時30分 開始

(場所) 波佐見町役場 第4会議室(東彼杵郡波佐見町宿郷660番地)

※入札及び開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、入札及び開札を延期することもあるため、事前に2(3)の部局に確認して下さい。また、当日複数の入札が予定されている場合は、状況により開始時間が遅れる場合があります。

(6) 仕様書等に関する質問書の提出について

当該入札の仕様書等に関する質問については、必ず質問書(様式第8号)により、令和4年6月10日(金)午後5時までに、2(3)の部局に電子メールにて提出して下さい。電話による問い合わせは受け付けません。

送信後、質問書を送信した旨を2(3)の部局まで電話連絡願います。

なお、入札後に仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。回答については、随時ホームページ上に掲載します。

(7) 入札書(様式第9号)の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税を除いた金額)を入札書に記載して下さい。

ウ 入札金額(首標数字)は訂正することができません。

エ 入札書の提出後は、書き換え、撤回することができません。

オ 入札者が代理人である場合は、委任状(様式第10号)(委任者の届出済の印鑑を押印したものに限り)の提出が必要です。入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができません。また、入札書には代理人の記名押印が必要です。

【注意事項】

- ・入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、件名を記入し提出して下さい。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所を押印して下さい。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・入札書の宛名は「波佐見町長 一瀬政太」宛として下さい。

(8) 入札保証金

ア 見積もった入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を令和4年6月10日(金)午後5時までに納付して下さい(落札しなかった場合は、入札終了後に口座振替にて還付します。)

イ 次の場合で事前に町の承認を受けたときは、入札保証金を免除します。

- ・町を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書

を提出する場合

- ・開札日の前日から前々年度までの間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合。なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）を次の3段階に区分し判断すること。

なお、複数の区分に該当する場合は低い方の金額が属する区分を適用する。

- a 2,000万円以上
- b 500万円以上2,000万円未満
- c 500万円未満

- ・入札保証金免除申請書（様式第4号）は、令和4年6月10日（金）午後5時までに必要書類を2の(3)の部局に提出して下さい（郵送の場合は期限内必着）。審査等が必要ですので早めをお願いします。

ウ 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

エ 納付の方法

- (i) 入札保証金納付申出書（様式第5号）を令和4年6月10日（金）午後5時までに、2の(3)の部局に提出して下さい。
- (ii) 申出書を受け取り次第、納付書を発行しますので、最寄りの金融機関において納付して下さい。
- (iii) 納付を確認するため、金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを令和4年6月15日（水）午後5時までに2の(3)の部局に提出して下さい。（電子メール、ファックス、郵送可。期限内必着）

【注意事項】

- ・入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して7日目として下さい。
- ・入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の5%となります。例えば、1,000千円で入札する場合、入札保証金は50千円ではなく55千円となるのでご注意ください。入札保証金が50千円の場合は、909,090円までしか入札できず、1,000千円の入札は無効となります。

(9) 契約保証金

ア 契約保証金等は、契約書と同時に提出して下さい。

イ 契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付して下さい。

ウ 次の場合で事前に町の承認を受けたときは契約保証金の納付が免除されます。

- ・町を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- ・契約金額が300万円未満の場合において、開札日の前日から前々年度までの間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合。
※履行を証明するもの…「履行証明書」「業務完了確認書」など。

(10) 入札の無効

入札実施公告「13 入札の無効」によります。

(11) 開札及び落札者の決定方法

- ・波佐見町契約に関する規則（昭和39年6月1日規則第7号）第7条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- ・落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。
- ・入札及び開札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度の入札を行う予定ですのでご出席願います。
- ・入札回数は2回までとしますが、2回目以降の入札金額についても入札室から退室しての本社との協議等は出来ないの2回目までの金額についても委任を受けておいて下さい。2回までに決定しない場合は町が定める基準以内で最低入札価格を入札した者と見積の協議をその場で行いますので

見積額の準備もお願いします。なお、2回目以降を辞退する場合でも終了まで退席できませんのでご協力下さい。

(12) 契約書の作成等

- ・落札通知を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう2(3)の部局と協議を行って下さい。
- ・契約書については、別添の売買契約書(案)のとおりとします。
- ・その他入札及び契約に関する事項については、波佐見町契約に関する規則及び波佐見町建設工事入札執行事務処理要綱の定めるところによります。

(13) 競争入札の参加資格

入札実施公告「2 入札参加資格」によります。

2 その他

- (1) 入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、町の指名停止基準により指名停止となる場合があります。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも町民の信頼を失うことのないよう努めて下さい。
- (3) 当該契約事務に関する担当部局
名称：波佐見町企画財政課(財政管財班)
住所：〒859-3791 東彼杵郡波佐見町宿郷660番地
電話：0956-85-8400(直通)
ファックス：0956-85-5581
電子メール：zaisei@town.hasami.lg.jp
- (4) 入札参加資格を得るための申請方法等
 - ・この入札に参加するためには、競争入札の参加者の資格等(波佐見町告示第47号)に示した競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、上記2(3)に掲げる場所に持参して下さい。当該告示は波佐見町企画財政課ホームページの入札情報に掲載中です。
 - ・申請の時期は、この入札に関する告示の日から、令和4年6月10日(金)までの間(町の休日を除く。)の午前9時から午後5時までです。
- (5) 競争入札参加資格申請書提出又は資格審査結果通知書を受け取った後、入札に参加しないこととした場合は、入札辞退届(様式第11号)を提出して下さい。